

市営自転車等駐車場の

更新は9月26日(火)まで
新規は9月27日(水)から

登録申請

更新登録
日までの方は、利用登録期間(火)までに地域政策課(市役所の期限が切れます。10月1日)以降も継続して利用を希望する場合は、9月26日までに更新申請書をお願



※P西7は、一時利用と定期利用の併設。

コミュニティサイト 構築委員を募集!

詳しくは生活文化課市民協働係 ☎470・7738へ。

市では、市民活動団体の情報発信を支援し、協働のまちづくりを進めるためのコミュニティサイト(市民活動情報発信型ウェブサイト)を立ち上げるに当たり、サイト構築の委員を募集します。



募集人数 5人程度
任期 19年3月31日(土)まで
謝礼 交通費相当額
申し込みは9月15日(金)まで
詳しくは東久留米市のコミュニティ情報

来庁できない方は、9月15日(金)までに(必着)9月までの領収書(返信用封筒を同封)を〒203 8555、市役所地域政策課あてに郵送してください。折り返し納付書をお送りします。

新規登録
10月1日以降、新規に登録を希望される方は、9月27日(水)午前8時半から地域政策課(市役所5階)および電子申請で受け付けます。

登録申請書等の配布
同課または西第7一時利用自転車駐車場詰り所配布中。詳しくは同課都市交通係 ☎470・7764へ。

募集

中学校給食臨時職員(栄養士)

教育委員会では、11月に採用する栄養士を募集します。
対象 50歳くらいまで
雇用期間 11月6日(月)～19年3月30日(金)。ただし、20年3月末まで雇用延長予定
勤務日 土曜・日曜日
祝日を除く週5日
勤務時間 午前8時半～午後5時。ただし、週1日は午前7時半～午後5時
勤務場所 学務課(市役所6階)
賃金 時給1050円
資格等 栄養士免許および

さいわい福祉センター利用者

機能回復訓練
対象・定員 市内在住の15歳以上で、一定の医療行為を終え、症状が安定している方。若干名
利用期間 10月から6カ月間を限度とします
募集期間 9月4日(月)～8日(金)

入浴サービス

対象・定員 家庭で入浴が困難な市内在住のおおむね64歳以下の心身障害者(身体障害者手帳1・2級)で一定の医療行為を終え、症状が安定している方
利用できる回数 月2回
募集期間 随時
とも介護保険によるサービスを受けていない方が対象です。
申し込みと詳しくはさいわい福祉センター ☎477・2711またはファクス477・2750へ。

東久留米市立図書館

協議会委員を公募

図書館では図書館協議会委員を募集します。
対象・募集人数 9月1日現在で20歳以上の方。2人
委員には市の規定による報酬を予定しています。
申し込みは9月12日(火)5・4646へ。

9月4日(月)から書き換えを実施 都営交通の無料乗車券

市では、次に該当する手帳をお持ちの方および手帳・年金などを受給している世帯に「都営交通機関の無料乗車券」を発行しています。

対象者	必要な手帳等
身体障害者	身体障害者手帳
知的障害者	愛の手帳
戦傷病者	戦傷病者手帳
原爆被爆者	被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定証または健康管理手帳
児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当証書
生活保護受給世帯	保護開始決定通知書
被救護者	当該施設の長が発行する証明書

臨時保育士(勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり930円)
臨時栄養士(勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり1050円)
とも、有資格の方申し込みは履歴書(写真添付)を直接保育課(市役所1階)へ持参。
なお、登録制のため履歴書は返却しません。
詳しくは同課保育係 ☎470・7745へ。

国民年金

一部納付制度を利用する方へ

国民年金の免除制度(全額免除 4分の1納付、半額納付 4分の3納付)を申請し、その一部納付が承認された場合は、次の一部保険料を納付することが必要です。

一部保険料18年度 4分の1納付: 3470円、4分の3納付: 6930円、半額納付: 6930円、4分の3納付: 1万4000円
この一部保険料を納めることにより、「一部納付」と承認された期間が、老齢・障害・遺族基礎年金の受給

社会保険庁ホームページアドレス
<http://www.sia.go.jp>

資格期間に含まれ、さらに老齢基礎年金額の計算に入りません。
一部保険料を納めなかった場合は、未納期間扱いとなり、受給資格期間や将来の年金額に計算されませんのでご注意ください。
年金加入記録をお知らせしています
社会保険庁では、58歳になられた方へ、58歳になる月の2カ月後に、年金加入記録のお知らせを送付しています。この「年金加入記録のお知らせ」は、年金を請求する前に過去1年間の年金加入記録を確認することができ、将来設計に役立てていただくため、希望者には将来の年金見込み額もお知らせします。年金見込み額を希望された場合は、後日、社会保険庁センター411へ。